

令和8年度

中小企業体質強化特別融資の融資要件の追加について

中東情勢の緊迫化に伴う市内中小企業等の資金繰り支援の強化措置として、中小企業体質強化特別融資の融資要件を追加することで、支援対象の拡大を図ります。

< 融資要件の追加（対象者拡大） >

(A) 融資要件

保証協会の保証対象業種であって、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少していること。
- (2) 最近1か月の売上原価のうち、原油等・石油化学製品の仕入額が20%以上を占めていること、かつ最近1か月の売上高に占める仕入額の割合が前年同期に比して10ポイント以上増加していること。

※原油等・石油化学製品 … 原油等は、原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）、石油化学製品は、プラスチック・合成繊維等に由来する製品を指す。

(B) 適用期間

令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに、山口県信用保証協会によって融資の保証の申し込みを受け付けたもの。

< 参考：中小企業体質強化特別融資 >

| 融資名 | 用途 | 限度額 | 融資利率 (責任共有 制度対象) | 保証料率 | 融資期間 | 償還方法 | 保証人 ・担保 | 取扱金融機関 |
|-----------------------|----|---------|------------------------|--|---------------------------|------|--|--|
| 中小企業体質強化 特別融資（無担保） | 運転 | 3,000万円 | 年1.8% (年1.6%) | 保証協会所定の率 市が保証料率の30%を補助 ※当分の間、物価高騰等 対応による拡充あり（市 が保証料の100%を補助） | 10年以内 (据置 1年 以内) | 分割 | 原則法人 代表者以 外不要 原則徴収 しない | 山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀 の市内にある 本店・支店 |